

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市生涯学習交流館20館
- 2 指定管理者の名称 清水区生涯学習交流館運営協議会
- 3 指 定 期 間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

エ 市と緊密に連携し、政策と連動した事業を展開することが特に重要であることから、公募による募集が適当ではないと指定管理者選定委員会が認めた施設

【該当理由】

生涯学習交流館（以下「交流館」という。）は、主に日常生活圏に居住する市民を対象に、当該日常生活圏における市民の交流の拠点として、生涯学習に関する事業等を行うことを目的とする生涯学習施設である。

清水区の交流館は、旧清水市の公民館の時代から今に至るまで、長年、市民の交流の場、地域コミュニティの拠点施設として整備され、市民に利用されてきた。

このような背景や指定管理者制度導入に至るまでの経緯をふまえ、清水区の交流館において施設の目的を達成するためには、交流館が主な対象とする日常生活圏において生涯学習活動のみならず自主防災、地域福祉、地区防犯・交通安全等の地域団体活動の実情に精通している団体が指定管理を行うことが重要であり、これらの要件を満たし、生涯学習交流館を円滑に管理運営できるのは「清水区生涯学習交流館運営協議会」だけである。

- イ 募 集 期 間 令和3年10月14日～令和3年11月15日
- ウ 募集対象団体 清水区生涯学習交流館運営協議会

(2) 審査方法

ア 審査の種類

- (ア) 書 類 審 査 令和3年11月29日
- (イ) プレゼンテーション 令和3年11月29日

イ 審査委員会

委員長 草分 裕美 (市民局次長)

委員 萩原 健 (市民局参与兼市民自治推進課長)

〃 宮城島 清也 (生涯学習推進課長)

〃 猿田 真嗣 (常葉大学教育学部教授)

〃 鈴木 利治 (公益財団法人浜松市文化振興財団経営企画課長)

ウ 審査基準 (審査表)

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法 (審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名 称 清水区生涯学習交流館運営協議会

(イ) 点 数 82.2点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 521,620千円

イ 総 評 (選定の理由等)

- ・静岡市生涯学習推進大綱や生涯学習交流館の設置目的など、市が示した方向性や目標、その他指定管理者業務仕様書の内容を十分に理解し、それを踏まえたうえで、静岡市生涯学習交流館の非公募の理由である、日常生活圏における市民の交流の拠点として、生涯学習に関する事業等を行うという目的を達成することが見込まれると判断できる。
- ・市民主体のまちづくりを推進する人材の育成に関する事業を指定管理者業務仕様書で提示した以上の生涯学習交流館全20館での実施を計画しており、本市の「まちづくりは人づくり」という理念のもと、地域に根差した施設として地域の活性化に資する人材の育成が期待できる。
- ・社会教育主事等の有資格者が配置され、職員の育成計画も充実しており、生涯学習事業や人づくりを高レベルで実施できるものと判断できる。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和4年3月18日

(6) 指 定 令和4年3月22日

(7) 公 告 令和4年3月24日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市生涯学習交流館20館

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数①×②
【45点】 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。	× 1		
	「静岡市生涯学習推進大綱」の理念や目標及び「静岡市生涯学習施設の配置適正化方針」の生涯学習施設の将来像など、施設の設置目的を十分に理解し、20館を一体で管理できる事業計画になっているか。	× 1		
	市が示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 1		
	生涯学習事業や社会教育事業に関する事業計画は適切か。	× 1		
	市民主体のまちづくりを推進する人材の育成に関する事業計画は適切か。	× 2		
	市民、大学、市民活動団体等とのネットワーク等を有しているか。また、その連携及び協力並びにこれらの支援に関する事業計画は適切か。	× 1		
	市民の自発的な学習活動の機会の提供に関する事業計画は適切か。	× 1		
	生涯学習に関する情報の収集及び提供並びに相談に関する事業計画は適切か。	× 1		
【所見欄】				
【20点】 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	施設利用者数を増やしていくための適切な方策が示されているか。	× 1		
	市民ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。	× 1		
	収支計画は妥当か。	× 1		
【所見欄】				

【25点】 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。	× 2		
	資格等を必要とする職員を含め、必要な人員が確保されているか。	× 1		
	職員の指導育成、研修計画等が整備されているか。	× 1		
	事故、災害など緊急時における対策は適切か。	× 1		
	【所見欄】			
【10点】 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。	財務諸表等の状況は適正か。	× 1		
	過去数年間における利益又は損失の状況は適正か。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	

【意見欄】